

仙台市子どもの貧困対策並びにひとり親家庭及び寡婦自立促進計画 策定協議会設置要綱

(令和4年5月20日 市長決裁)

(設置)

第1条 本市における子どもの貧困対策並びに母子家庭及び父子家庭（以下「ひとり親家庭」という。）並びに寡婦に対する福祉サービスや自立支援策に係る計画（以下「計画」という。）を策定するに当たり、有識者等の意見を反映させるため、仙台市子どもの貧困対策並びにひとり親家庭及び寡婦自立促進計画策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について、協議するものとする。

- (1) 本市の子どもの貧困対策並びにひとり親家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための施策に関する基本的な方針に関すること
- (2) 本市の子どもの貧困対策並びにひとり親家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための施策に関し、本市が講ずべき具体的な措置に関すること
- (3) その他計画に係る必要な事項に関すること

(組織)

第3条 協議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者、支援団体関係者、弁護士、専門機関関係者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から令和5年3月31日までとする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会長は、協議会の会議を招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、子供未来局子供育成部子供支援給付課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮つて定める。

附 則

この要綱は、令和4年5月20日から実施する。